

職務専念義務免除届

年 月 日

岐阜県教育委員会 教育長 様	所属名			
	職名		氏名 (職員番号)	
次のとおり職務専念義務の免除を届け出ます。				
職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第4号該当				
職務専念義務の 免除の期間	年 月 日	時 分から		
	年 月 日	時 分まで		
	(日 時間)			
備 考	<input type="checkbox"/> 岐阜県教育委員会と () 交渉のため <input type="checkbox"/> () 市教育委員会と交渉のため <input type="checkbox"/> その他 () のため			
所属整理欄	受理日		出勤簿整理	
	年 月 日			
	学校長			

※職員団体交渉の職務専念義務免除届については以下のように取り扱うこととなっています。(平成21年7月21日付、岐阜県教育委員会の通知)

【交付方法】

1 団交までに行うこと

- (1) 交渉の参加者は学校長へ職務専念義務免除届を提出し、承認を受ける。
- (2) 参加者は承認を受けた届のコピーをとり、コピーを団交の日に組合役員へ提出する。(現在は押印廃止のため校長のサインで可)

2 団交日当日

- (3) 組合役員は団交開始前にコピーを教職員課へ提出する。
- (4) 教職員課はコピーに参加確認証を添付し受付印を押印したものを、団交終了後に組合役員へ交付する。
- (5) 組合役員は参加者へコピーを配付する。

3 団交終了後

- (6) 県教委の参加確認証が添付されたコピーを学校へ提出する。

【その他】

年休を取得した場合や勤務を要しない日に団交に参加する場合は、上記の取扱いは不要。免除される期間(時間)には、移動及び打ち合わせの時間を含める(令和4年10月確認)